

○茨城県警察公印に関する訓令

昭和36年6月26日

本部訓令第11号

〔沿革〕 昭和37年3月本部訓令第1号、39年3月第6号、42年10月第16号、43年3月第2号、7月第12号、46年7月第12号、47年10月第16号、48年3月第8号、49年3月第1号、63年3月第3号、平成4年3月第6号、8年1月第1号、10月第15号、9年3月第2号、11年3月第3号、12年9月第14号、13年3月第1号、15年3月第7号、19年3月第4号、25年3月第4号、26年2月第5号、27年2月第4号、3月第7号、7月第16号、28年3月第5号、29年3月第7号、31年3月第6号、令和2年3月第17号、5年3月第5号改正

茨城県警察公印規程を次のように定める。

茨城県警察公印に関する訓令

(目的)

第1条 この訓令は、茨城県警察の公印の種類、ひな型、管守、使用等について、必要な事項を定めることを目的とする。

(公印の種類、ひな型及び管守者)

第2条 公印の種類、ひな型及び寸法並びに管守者は、別表のとおりとする。

(公印の取扱者)

第3条 公印の管守者(以下「管守者」という。)は、公印の取扱者(以下「取扱者」という。)を指定して自己の管守する公印の保管及び使用の取扱いをさせることができる。

2 取扱者は、出張その他の理由により不在となるときは、あらかじめ指定する者(以下「取扱補助者」という。)にその事務を代行させることができる。

(管守の方法)

第4条 管守者、取扱者及び取扱補助者は、公印を厳正に取り扱い、使用しない場合は、堅ろうな容器に納めこれに錠を施さなければならない。

2 公印は、特に管守者、取扱者又は取扱補助者(以下「管守者等」という。)の承認を受けた場合のほか、管守場所以外に持ち出してはならない。

(公印の登録)

第5条 警務部総務課長(以下「総務課長」という。)は、公印台帳(別記様式第1号)を備え、公印の印影を登録しておかなければならない。

(公印の使用)

第

6条 公印を使用するときは、管守者等に関係文書を提出して、その承認を受けなければならない。

(公印の印影の刷込み)

第7条 特に必要があるときは、文書に公印の印影を刷り込むことができる。この場合においては、当該公印の管守者に公印印影刷込み承認申請書(別記様式第2号)を提出して管守者の承認を受けなければならない。

(刷込み文書の取扱い)

第8条 前条の規定により公印の印影を刷り込んだ文書は、厳重に保管し、その使用状況を明らかにしておくとともに、不用となったときは、これを焼却し、又はその印影を抹消しなければならない。

(事故報告)

第9条 管守者は、公印の紛失、盗難、偽造、不正使用等の事故があったときは、公印事故報告書(別記様式第3号)により速やかに警察本部長(以下「本部長」という。)に報告しなければならない。

(公印の新調等)

第10条 管守者は、公印を新調し、又は改印する必要があると認めるときは、公印新調、改印申請書(別記様式第4号)により本部長の承認を得なければならない。

2 総務課長は、本部長が前項の承認をしたときは、新調し、又は改印した公印(以下「新公印」という。)に新公印の公印台帳(以下「新公印台帳」という。)を添えて管守者に送付するものとする。

なお、公印を改印したときについては、不用となった公印(以下「旧公印」という。)の公印台帳(以下「旧公印台帳」という。)を併せて管守者に送付するものとする。

3 管守者は、前項の送付を受けたときは、公印を新調したときにあつては受領年月日受領者官職氏名印欄に記入及び押印をした新公印台帳を、公印を改印したときにあつては旧公印、返納年月日返納者官職氏名印欄に記入及び押印をした旧公印台帳並びに公印返納書(別記様式第5号)を速やかに総務課長に送付しなければならない。

(公印の廃止)

第11条 管守者は、公印を廃止する必要があると認めるときは、公印廃止申請書(別記様式第6号)により本部長の承認を得なければならない。

2 総務課長は、本部長が前項の承認をしたときは、廃止する公印(以下「廃止公印」という。)の公印台帳(以下「廃止公印台帳」という。)を管守者に送付するものとする。

3 管守者は、前項の送付を受けたときは、廃止公印、返納年月日返納者官職氏名印欄に記入及び押印をした廃止公印台帳並びに公印返納書を速やかに総務課長に送付しなければならない。

(公印の廃棄)

第12条 総務課長は、第10条第3項の旧公印及び前条第3項の廃止公印の送付を受けたときは、当該公印を裁断等により廃棄するものとする。

附 則

- 1 この訓令は、昭和36年8月1日から施行する。
- 2 この訓令施行の際、現に使用中の公印は、当分の間この訓令により調製したものとして使用することができる。
- 3 茨城県警察公印規程（昭和31年本部訓令第35号）は、廃止する。

附 則 （昭和37年3月23日本部訓令第1号）

この訓令は、昭和37年4月1日から施行する。

附 則 （昭和39年3月25日本部訓令第6号）

この訓令は、昭和39年4月1日から施行する。

附 則 （昭和42年10月13日本部訓令第16号）

この規程は、昭和42年10月13日から施行する。

附 則 （昭和43年3月28日本部訓令第2号）

この訓令は、昭和43年4月1日から施行する。

附 則 （昭和43年7月1日本部訓令第12号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和46年7月8日本部訓令第12号）

この訓令は、昭和46年8月1日から施行する。

附 則 （昭和47年10月30日本部訓令第16号）

この訓令は、昭和47年11月1日から施行する。

附 則 （昭和48年3月29日本部訓令第8号）

この訓令は、昭和48年4月1日から施行する。

附 則 （昭和49年3月22日本部訓令第1号）

この訓令は、昭和49年4月1日から施行する。

附 則 （昭和63年3月31日本部訓令第3号）

この訓令は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則 （平成4年3月27日本部訓令第6号）

この訓令は、平成4年4月1日から施行する。

附 則 （平成8年1月16日本部訓令第1号）
この規程は、公布の日から施行する。

附 則 （平成8年10月21日本部訓令第15号）
この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 （平成9年3月24日本部訓令第2号）
この訓令は、平成9年4月1日から施行する。

附 則 （平成11年3月11日本部訓令第3号）
この訓令は、平成11年3月18日から施行する。〔以下略〕

附 則 （平成12年9月18日本部訓令第14号）
この訓令は、平成13年1月1日から施行する。

- 附 則 （平成13年3月19日本部訓令第1号）
- 1 この訓令は、平成13年3月29日から施行する。〔以下略〕
 - 2 この訓令の施行の際、現に効力を有している通達等の規定内容で、茨城県警察組織規則に抵触する部分があるときは、それぞれ改正後の規定に従って読み替えて適用するものとする。

附 則 （平成15年3月13日本部訓令第7号）
この訓令は、平成15年3月19日から施行する。

附 則 （平成19年3月29日本部訓令第4号）
この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 （平成25年3月21日本部訓令第4号）
この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 （平成26年2月28日本部訓令第5号）
この訓令は、平成26年3月1日から施行する。

附 則 （平成27年2月26日本部訓令第4号）
この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 （平成27年3月23日本部訓令第7号）
この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年7月28日本部訓令第16号)
この訓令は、平成27年7月28日から施行する。

附 則 (平成28年3月25日本部訓令第5号)
この訓令は、平成28年3月28日から施行する。

附 則 (平成29年3月23日本部訓令第7号)
この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年3月7日本部訓令第6号)
この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年3月19日本部訓令第17号)
この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年3月14日本部訓令第5号)
この訓令は、令和5年3月27日から施行する。

<様式略>